

第2 事業の実施
事業の実施及び運営は、次によること。
各 1 一時預かり事業実施要綱(別添1)
2 特定保育事業実施要綱(別添2)
3 休日・夜間保育事業実施要綱(別添3)
4 病児・病後児童保育事業実施要綱(別添4)
5 待機児童解消促進等事業実施要綱(別添5)
6 保育環境改善等事業実施要綱(別添6)

第2 事業の実施
事業の実施及び運営は、次によること。
各 1 一時・特定保育事業実施要綱(別添1)
2 休日・夜間保育事業実施要綱(別添2)
3 病児・病後児童保育事業実施要綱(別添3)
4 待機児童解消促進等事業実施要綱(別添4)
5 保育環境改善等事業実施要綱(別添5)

富な保育士を1名以上配置すること。
保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。
なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えないこと。
③ 事業を実施するに当たっては、規則第36条の7第3項の規定に準じ、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に定める保育内容を参考とすること。

6. 事業の実施手続

(1) 保育所型及び地域密着型
法第34条の11第1項の規定に基づき、都道府県知事へ届出を行うこと。

(2) 地域密着II型

- ① 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7. 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
(2) 規則第36条の7第5項の規定に基づき、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。
また、地域密着II型においても、保育所型及び地域密着型に準じた取扱いとすること。

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ。

2. 特定保育事業の目的

(1) 事業の目的
パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。一定程度した保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)継続的に保育することと、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

- (2) 実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。
- (3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象とならない。

- (4) 実施要件
- ① 最低基準
第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
また、第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されなければ、本事業を担当する保育士が配置されていない。
 - ② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施すること。また、差支えない公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
 - ③ 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
 - ④ 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。
- (5) 留意事項
- ① 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
 - ② 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。
- (6) 事業の実施手続
- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
 - ② 費用
- (7) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- イ 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができない。

3. 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

- (1) 事業の目的
子育て家庭においては、通院、社会参加活動、育児疲れ等による心理的・肉体的負担の軽減等のため、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。子育て需要に对应するため、駅周辺等の利便性の高い場所において、必要な時間だけ児童の預かりを行うことで、安心して子育てができる環境を整備するとともに、多様な実施主体による利便性の高い場所での保育サービスの提供について、事業の効率性や安全性等に

- について検証することを目的とする。
- (2) 実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めたとする。
- (3) 対象児童は、対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
- (4) 実施要件
- ① 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じ、担当者を担当する者（以下「担当者」という。）を配置すること。
 - ② 担当者の数は全体で2名を下回らないこと。
 - ③ 担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。
 - ④ 市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たすこととし、その研修等の修了を必要とする研修会が別紙1の内容を満たすこととし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たすこととし、その研修等の修了を必要とする研修会が別紙1の内容を満たすこととする。
 - ⑤ 市町村は、本事業に関する実績等について別紙2の内容により報告すること。
- (5) 留意事項
- ① 顧客など利用者の特定の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利用性の高い場所での継続的な事業実施に努めること。
 - ② 日々変動する利用児童数に対応するため、担当者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。
 - ③ 利用手続についても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務を効率的に行うこと。
 - ④ 初めて利用する児童の情緒の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として事業実施に努めること。
 - ⑤ 緊急の利用申込みにも対応できる実施体制の確保に努めること。
 - ⑥ 児童の急病、事故等の緊急時の対応方法について事前に定めるなど、安全な実施体制を確保すること。
 - ⑦ 職員配置、備品、保育材料等について、児童の援助に支障がないよう十分に留意すること。
- (6) 事業の実施手続
- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
 - ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (7) 費用
- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとす。市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ、時間単位での利用が可能となるように利用料の設定を行うこと。

4 地域保育資源活用事業

(1) 事業の目的
 多様な保育ニーズに対応するために、保育所においては、休日保育、時間外保育、病児・病後児保育などの取組を推進しているところであるが、今般、地域の民間保育資源である事業所内保育施設（事業主が雇用する労働者の子を保育するために事業所の敷地内等に設置する施設。以下同じ。）を有効に活用することとし、当該施設において地域の子を休日に保育することと、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体
 実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を事業所内保育施設を経営する事業主に委託できるものとする。

(3) 事業類型
 対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

- ① 休日保育事業
 事業所内保育施設において、休日（日曜・国民の祝日）に児童の保育を行う事業。
- ② 時間外保育施設において、近隣の認可保育所の閉所後（時間外）に、児童の保育を行う事業
- ③ 病児・病後児保育事業
 事業所内保育施設において、病中・病後の児童を保育する事業。

(4) 対象児童
 対象となる児童は、次のとおりとする。
 なお、地域の児童のみならず、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）についても、本事業の対象とすること

た。ただし、(財) 21世紀職業財団福祉関係業務規程（平成7年10月1日規程第1号）第3章の規定による育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レバブルアツプ助成金）支給要領（平成9年4月1日要領第3号）に基づき事業所内託児施設設置・運営コースで整備した施設であつて、現に運営費を受給している場合には、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）については、本事業の対象とする。

- ① 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であつて、別添2「休日・夜間保育事業」を実施する保育所が近隣になつて、理由により、休日における保育所の利用が困難な児童
- ② 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であつて、別添2「休日・夜間保育事業」を実施する保育所が近隣になつて、理由により、認可保育所の閉所後（時間外）において保育所の利用が困難な児童
- ③ 就学前児童であつて、別添3「病児・病後児保育事業」を実施す

る施設が近隣にない等の理由により、病児・病後児保育事業の利用が困難な児童

- (5) ① 休業要件 事業・時間外保育事業
ア 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じ、本事業を担当する保育士を配置すること。
イ 保育室等の面積は、最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる面積が確保されていること。
ウ 地域の児童を3名以上受け入れるとともに、当該事業所の労働者と合わせて利用児童数が10名以上とすること。
エ 認可保育所と同等の開所日数が確保されていること。
② ア 病児・病後児保育事業 准看護師、保健師又は助産師（以下、「看護師等」という。）を1名以上配置することとし、預かる人数は、看護師等1名に対して児童2名程度とすること。
イ 医務室、スペース等で衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所を確保すること。
ウ 認可保育所と同等の開所日数が確保されていること。
(6) ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(7) ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
イ 指定都市及び中核市が実施する事業
② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ。

特定保育事業実施要綱

(別添2)

- 1 事業の目的
パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に対応した保育の実施が求められている。
こころ当たり保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育すること、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体
実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。
- 3 対象児童
本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施の対象となら

ない就学前児童とする。
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

4 実施要件

- (1) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に¹応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。最低基準²ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準³第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されれば、本事業を担当する保育士が配置されなくても差し支えない。
(2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施すること。また、⁴差し支えない。
(3) 公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準⁵第32条第8号の基準を満たすこと。
(4) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
(5) 最低基準⁶第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
(2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

6 事業の実施手続

- (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(別添 3)

休日・夜間保育事業実施要綱

1. 休日保育事業

(1) 略

(2) 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとす。

(3) 略

(4) 実施要件
① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。
② 略

③ 略
④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第3.2条に定める設備の基準を満たす施設であつて、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）
(5) 略

(6) 略

(別添 2)

休日・夜間保育事業実施要綱

1. 休日保育事業

(1) 事業の目的
保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。
こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することとで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象児童
本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づき保育の実施の対象となる就学前児童であつて、休日等においても保育に欠ける児童とする。

(4) 実施要件
① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所を指定して実施すること。
② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

③ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第3.2条第8号の基準を満たすこと。

(5) 事業の実施手続
① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用
① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ。

2. 夜間保育推進事業

(1) 略

- (2) 実施主体
実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。
- (3) 実施要件
本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。
① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
③ 略

③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又②の要件を満たす保育所と同等であるとし、市町村が認めた施設かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)

(4) 略

(5) 略

2. 夜間保育推進事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

- (2) 実施主体
実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。
- (3) 実施要件
本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。
① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業

(4) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(5) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(別添4)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(別添3)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 事業の目的
 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。
 こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体
 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

3 事業類型
 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 (1) 病児対応型
 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変に付設された専用スペースにおいて、当該児童を病院・診療所、保育所に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 (2) 病後児対応型
 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 (3) 体調不良児対応型
 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業

4 対象児童
 本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
 (1) 病児対応型
 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認められた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）
 (2) 病後児対応型
 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認められた小学校3年生までの児童（以下「病後児」という。）
 (3) 体調不良児対応型
 事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となつた児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）

5. 実施要件

(1) 病児対応型

① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を**利用児童おおむね1.0人につき1名以上**配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を**利用児童おおむね3人につき1名**以上配置すること。

④ 略

⑤ 略

(2) 病後児対応型

① 病後児の看護を担当する看護師等を**利用児童おおむね1.0人につき1名**以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えること。

② 略

③ 略

(3) 略

5. 実施要件

(1) 病児対応型

① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設において保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 病後児対応型

① 病後児の看護を担当する看護師等を1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(3) 体調不良児対応型

① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。

② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする。

③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とする。

④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。

6 実施方法
(1) 略

- (2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。)により、症状を確
認し、受け入れの決定を行うこと。
(3) 略

7 (略)

7 留意事項
(1) 医療機関との連携等

- ① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等(以下「地方医師会」という。)に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。
② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れらるため、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師(以下「指導医」という。)をあらかじめ選定すること。
④ 病児対応型を実施する場合には、指導医又は協力医療機関(併設する医療機関の医師を含む。)との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めること。
⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安(対応可能な症例、開所時間等)を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。
- (2) 感染の防止
① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設置すること。職員及び他児の往来を制限すること。
④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

8 (略)

8 事業の実施手続

- (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

- 9 費用
(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

1.0 経過措置

- (1) 病児対応型及び病後児対応型については、当分の間、従前の職員配置により実施して差し支えないものとする。
(2) 従来の子育て支援型一時保育及び施設型(C型)の実施設については、当分の間、従前の例により実施して差し支えないものとする。

(別添 5)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 実施要件

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（[平成20年厚生労働省告示第141号](#)）を参考とすること。

⑧ 略

(別添 4)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 事業の目的

居住地域と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、保育所の利用が困難となる場合がある。

こうした課題に対応するため、駅前等利便性の高い場所に設置した施設（以下「送迎保育ステーション」という。）において、保育所が開所するまでの間、児童を保育することと、送迎保育ステーションから郊外の複数の保育所へ児童を送迎することとで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、本事業を保育所を営業者者に委託できるものとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、送迎保育ステーションによる送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

① 対象児童は、本事業の利用に際し、事前に市町村に登録すること。また、一施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とすること。

② 事業を担う保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの（運転手を除く。）をそれぞれ配置すること。送迎保育士1人以上（運転手を除く。）をそれぞれ配置すること。

③ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎に要する時間を含めて1日4時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等々の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。場合ただいても、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第32条第8号の基準を満たすこと。

⑤ 対象児童の送迎を行う場合には、幼児用補助装置（いわゆる「チャイルドシート」）を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を十分に考慮すること。

⑥ 子どもたちの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎保育ステーション、保護者、保育所の三者間で密接な連絡が取れる体制を整えておくこと。

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（[平成11年10月29日児童第79号厚生省児童家庭局長通知](#)）を参考とすること。

⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経

費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

⑨ 本事業に支障のない範囲で、保育所又は放課後児童クラブ閉所後に当該施設の利用児童をバスで送迎保育ステーション又は夜間受け入れ可能な保育所に送る事業を併せて実施できるものとする。この場合、放課後児童クラブの閉所後の利用児童については、小学校3年生までの児童を対象とする。

(5) 事業の実施手続
 ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
 ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用
 ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 アイ 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができないこと。
 ③ 本事業については、対象経費に建物の賃借料（敷金を除く。）を含むことができるとする。

- 2 家庭的保育事業
 (1) 家庭的保育事業の目的
 ① 希望するようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師の資格を有する者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の児童の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することと、保育サービスの供給を増やし、もつて待機児童の解消を図ることを目的とする。
- ② 実施主体
 実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所を運営する者に委託するものとする。
- ③ 事業類型
 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 ア 個人実施型保育
 家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、「家庭的保育者」に「連携保育所」の技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、3歳未満の児童（以下「低年齢児」という。）を保育する事業
 イ 保育所実施型保育

⑦ 略

(5) 略

(6) 略

2 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 略

② 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若しくは最低基準第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設（以下本事業において「保育所等」という。）を経営する者に委託するものとする。

③ 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 ア 個人実施型保育
 家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、「家庭的保育者」に「連携保育所」の技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、3歳未満の児童（以下「低年齢児」という。）を保育する事業
 イ 保育所実施型保育

④ 家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所等（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

ア

⑤ 実施要件
 ア 略

⑤ 実施要件
 ア 略

イ 略

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

- a 保育士又は看護師の資格を有すること。保育の経験を通算して10年以上有すること。
 - b 保育所若しくは家庭的保育事業における主任保育士の経験が10年以上有すること。
 - c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うことのできるより、家庭的保育を満了し居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育が事業を実施する場所を含む。を確保すること。
- エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

④

ア 対象児童
 本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
 ア 個人実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の对象となる低年齢児とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある児童を除く。なお、現に本事業において保育されている児童が年度途中に3歳に達した場合は、当該年度まで対象とすることができる。

イ 保育の実施対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育者又は補助者と三親等以内の親族関係にある児童を除く。

⑤ 実施要件

ア 本事業の実施場所以つては、次のとおりとする。
 a 家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、事業を実施するのに適切と市町村が認めた場所とすること。
 b 児童を保育するための専用の部屋を確保すること。
 c 児童を保育する際の採光及び換気について良好な状況にあること。ただし、3人を超えて児童を保育する場合は、3人を超える児童1人につき、床面積3.3平方メートル以上を加算すること。

d 衛生的な調理設備を有すること。
 e 家庭的保育者の居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は付近にこれに代わる公園、広場、寺社境内等が開かれた空間があること。

イ

a 家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。
 b 家庭的保育者自身に、養育する就学前児童がいない又は介護を必要としないこと。
 c 補助者については、乳幼児の養育に熟意のある者であつて、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した者とする。

ウ

a 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。
 a 保育士又は看護師の資格を有すること。保育の経験を10年以上有すること。
 b 保育所又は家庭的保育事業における主任保育士の経験が10年以上有すること。
 c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に家庭的保育者に代わり児童の保育を行うための、アの要件を満了し居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育を実施するために適切と市町村が認めた場所を有すること。

エ

個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。
 a 本事業を実施する市町村内において、保育所入所を待機している低年齢児がいること。

事業を
 a. 実施する市町村において、0歳児保育を行う保育
 所が
 b. 児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者
 を雇用して2人で保育する場合は、保育の人数は5人
 以下とすること。
 c. 家庭的保育者の指示を受けて保育に従事すること
 とし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置され
 ていること。
 d. 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所か
 ら育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
 e. 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携
 保育所に配置すること。
 f. 家庭的保育支援者については、家庭的保育者3人から
 15人に対し1人の配置を標準とすること。
 g. 賠償責任保険に加入すること。

オ

事業を
 b. 実施する市町村において、0歳児保育を行う保育
 所が
 c. 児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者
 を雇用して2人で保育する場合は、保育の人数は5人
 以下とすること。
 d. 家庭的保育者の指示を受けて保育に従事すること
 とし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置され
 ていること。
 e. 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所か
 ら育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
 f. 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携
 保育所に配置すること。
 g. 家庭的保育支援者については、家庭的保育者6人から
 15人に対し1人の配置を標準とすること。
 h. 賠償責任保険に加入すること。

オ

a. 賠償責任保険の実施要件は次のとおりとする。補助者
 を雇用して2人で保育する場合は、保育の人数は5人
 以下とすること。
 b. 家庭的保育者の指示を受けて保育に従事すること
 とし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置され
 ていること。
 c. 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施
 保育所に配置すること。
 d. 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者6人から
 15人に対し1人の配置を標準とすること。
 e. 賠償責任保険に加入すること。

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割
 連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとす
 る。略

⑥ 連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとす
 る。略

イ 略

イ 児童の保育に関する相談・指導について知識及び経験を
 有する者と「担当者」として知識を有している保育士
 ・連絡を受けること。
 を整備すること。
 また、担当者等は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術
 の向上に努めること。
 なお、家庭的保育者を配置する場合には、担当者及
 び家庭的保育支援者への支援が可能な体制を整備すること。
 家庭的保育の申込みを代行するとともに、市町村により保育に
 欠ける児童の申込を受け、児童の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋
 又は紹介を行うこと。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長
 保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担
 手が**連携保育所又は実施保育所**まで利用児童の送迎を行うこと。
 なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支
 援者が送迎を行うこともできること。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長
 保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担
 手が**連携保育所又は実施保育所**まで利用児童の送迎を行うこと。
 なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支
 援者が送迎を行うこともできること。

エ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況を把握し、家庭の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な援助を行うこと。

オ 保育が行われるよう、保育内容の計画・管理に努めること。

カ 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集研修、OJT等を行うこと。

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に保育所に招いたり、児童の健康診断を保育所と共に行うなど、連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 家庭的保育者が休暇等を取ることにより、家庭的保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。

ケ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者との連携を図ること。

⑦ 家庭的保育支援者の役割
 の際には、主に⑥のイ、エ、オ及びクの支援を行うもの
 保育所と十分に連携すること。
 ・なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

⑧ ア 従事する者（家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者等）は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いるはならないこと。
 イ 家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所
 ウ エ 個人事業主の間で金銭の授受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
 オ 事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。
 カ 個人事業主であるものから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の児童を保育するのみの事業は対象とならないこと。
 キ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用を努めること。
 ク 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
 ケ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、家庭的保育の状況に懸念される重点的な支援を行うこと。

(2) 家庭的保育者等研修

① 事業の目的

家庭的保育者の孤立化の防止、家庭的保育者及び家庭的保育支援者の交流や資質向上等のため、市町村が研修、連絡会議等（以下「研修等」という。）を実施することで、家庭的保育事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

略

略

略

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、児童の健康診断を連携保育所又は実施保育所
 対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 略

ケ 略

⑦ 略

⑧ 略

- ② 実施主体は、市町村とする。
- ③ 対象者
 本事業の対象となる者は、家庭的保育者及び家庭的保育支援者と
 する。
- ④ 実施要件
 本事業の実施に当たり、以下のような研修等を実施すること。
- ア 市町村、家庭的保育者又は家庭的保育支援者が講師、指導者
等を招いて定期的に実施する講習、研修
- イ 家庭的保育者又は家庭的保育支援者が自主的に課題等を設定
して随時又は定期的に実施する情報連絡会議
- ウ 研修等は、年間6回以上開催すること。
- エ 研修等の当日は、連携保育所又は実施保育所における保育の実
施や家庭的保育支援者による家庭的保育の実施等といった代替措
置をとるより市町村、連携保育所、実施保育所等は調整するもの
とし、できる限り利用者へ支障のないよう配慮すること。
- オ 家庭的保育者が研修等に参加することより、当日の家庭的保育
を休止すること、又は普段と異なる家庭的保育者が保育すること
あるいは普段と異なる場所等において家庭的保育を実施すること
等について、事前に保護者に連絡の上、了解を得ること。
- (3) 事業の実施手続
- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当た
ては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
- ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を
整備しておくこと。
- (4) 費用
- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものと
する。
- ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担と
することができる。
- 3 認可化移行促進事業
- (1) 略
- (2) 略
- (3) 実施要件
 ① 略

3 認可化移行促進事業
(1) 略

(2) 略

(3) 実施要件
① 略

認可化移行促進事業の目的は、すべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。認可保育所へ移行するに際しては、認可外保育施設に対して認可保育所へ移行するための必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できるような支援を行うこと、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を運営する者に委託できるものとする。

(3) 実施要件は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協議のうえ、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定すること

かに本事業を中止すること。
イ 認可移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。

ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本事業を実施するのに適当と認められた認可保育所に委託することと差し支えないこと。

エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

(7) 補助金の返還

本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することとができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的
希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こころいした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所や保育所以外の利便性の高い場所で一時保育、特定保育を実施する施設に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もつて待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 略

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的
希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こころいした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所や保育所以外の利便性の高い場所で一時保育、特定保育を実施する施設に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もつて待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

(3) 本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。
ア 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園

イ 保育所以外の場所で次の事業を実施する施設

a 本通知の別添I「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく

一時保育促進事業

b 本通知の別添I「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく

特定保育事業

(4) 略

(5) 略

(4) 事業の実施手続
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

5 (略)

5 保育所体験特別事業

(1) 事業の目的
ベビーカーホテル等の認可外保育施設を利用する親子や適切な保育を必要とする親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体
実施主体は、市町村又は保育所を営業者とする。

(3) 対象者
対象となる者は、普段認可保育所を利用していない親子を対象とするものとする。

(4) 実施要件
① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して月1回以上実施すること。

② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象となつた親の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導のための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。

③ 対象となる児童に対しては、集団活動を通じて子ども同士の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の策定に配慮すること。

④ 対象となる保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などといった効果が期待されている親子を対象とすること。

⑤ 本事業は、認可保育所を利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。

⑥ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。

(5) 留意事項

① 本事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。

② 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。

- (6) 事業の実施手続
市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (7) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
6. 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
(1) 事業の目的
認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
(2) 実施主体
実施主体は、市町村とする。
(3) 対象者
対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。
(4) 実施要件
① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。
② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。
(5) 事業の実施手続
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(6) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添 6.)

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 対象事業
本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。
(1) 基本改善事業
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。
① 保育サービス提供施設設置促進事業
保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。ただし、公立の保育所、保育所分園の改修等を行う事業は除く。
② 略
③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業
本通知の別添 4 「病児・病後児保育事業実施要綱」の 3 の (3) に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。
(2) 略

4 (略)

(別添 5.)

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 事業の目的
駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを 目的とする。
- 2 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。
- 3 対象事業
本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。
(1) 基本改善事業
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。
① 保育サービス提供施設設置促進事業
保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。
② 認可移行環境改善事業
市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。
③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業
本通知の別添 3 「病児・病後児保育事業実施要綱」の 3 の (3) に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。
(2) 環境改善事業
利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。
① 保育所障害児受入促進事業
既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。
② 分園推進事業
保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。
③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。
- 4 対象事業の制限
(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。
(2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。
(3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1 施

<p>設につき1回限りとする。既存施設の改修を伴 (4) 保育サービス提供施設設置促進事業については、既存施設の改修を伴 われない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象とし ないこと。 (5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、 当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とする こと。 (6) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業及び病児 ・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年 度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とする こと。 (7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中 に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。 (8) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分 園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業 と併せて実施することができるものとする。</p>	<p>5 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び 特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等 について都道府県知事に十分協議すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整 備しておくこと。</p> <p>6 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>7 補助金の返還 認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外 保育施設が認可保育所へ移行することができなかった場合であつて、 実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させ るることができるものとする。</p>
---	--

別紙（略）

別紙（略）